

ID: 1008

担当部署: 市民部 税務課 資産税係

処分の概要	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の返納		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市税条例 第91条第6項及び第7項		
例 規 番 号	平成18年条例第65号		
<p>【根拠条文】 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は(第10項の規定による者を除く。)、市長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったとき(第10項の規定による者を除く。)は、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成28年7月31日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年9月5日